

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七十一号

### 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

#### (帳簿の整備)

第三条 保護施設の設置者は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

#### (救護施設の入所者の処遇等)

第四条 救護施設の設置者は、必要に応じ、入所者の日常生活に充てられる場所について採暖するための措置を講じなければならない。

2 救護施設の設置者は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 救護施設の設置者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

#### (救護施設の入所者に係る金銭の帳簿整備)

第五条 救護施設の設置者は、入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

#### (救護施設の給食)

第六条 救護施設の設置者は、あらかじめ作成した献立に従って、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した給食を、入所者に提供しなければならない。

#### (救護施設における健康管理)

第七条 救護施設の設置者は、入所者に対して、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

#### (更生施設における作業指導)

第八条 更生施設の設置者は、作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

#### (準用)

第九条 第四条から第七条までの規定は、更生施設について準用する。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。